

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 年末調整の対象にならない人

Q : 給与を支払っている従業員であっても、年末調整の対象とならない人がいると聞きました。それはどのような人ですか。

A : 扶養控除等申告書を提出していない人や、給与の総額が2千万円を超える人などは、年末調整の対象になりません。

【解説】

年末調整は、役員や使用人に対する毎月の給与や賞与から源泉徴収をした所得税の合計額と、その人が1年間に納める所得税額との差額を調整するものです。

年末調整は、原則としてその年最後に給与の支払いをする際に行うこととなっていますが、次のような人は通常年末調整の対象にはなりません。

- (1) 扶養控除等申告書を提出していない人
 - ① 他の給与支払者に扶養控除等申告書を提出している人（乙欄適用者）
 - ② 日雇い労務者（日額表の丙欄適用者）
 - ③ 国内に、住所も1年以上の居所も有していない非居住者
- (2) 1年間に支払いを受ける給与の金額が2千万円を超える人
- (3) 年の途中で退職（死亡退職等を除きます）した人
- (4) 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

